

建築確認手続の円滑化に関する推進計画書（案）

平成 22 年 6 月 10 日

大阪府建築確認円滑化対策連絡協議会
（大阪府内建築行政連絡協議会）

1．背景・目的

建築確認手続等の運用改善を図るため、平成 22 年 3 月 29 日に建築基準法施行規則及び関係告示の改正が行われており、同年 5 月 17 日には、国土交通省住宅局長から、これに関連する技術的助言が出されている。

本推進計画書は、こうした規則・告示の改正等を踏まえ、建築確認手続の円滑化を推進するための具体的取組方針を定めるものであり、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、建築設計団体など建築確認手続に関わる関係者の共通の目標とするものである。

2．基本的な考え方

建築確認手続の円滑化は、実務環境の改善とともに、確認審査の迅速化を図るものであるが、あくまでも、建築物の安全性など法適合性に係る適確な確認審査の実施を前提とするものである。

建築確認手続の円滑化を図るためには、審査側だけでなく、設計側の迅速・適確な対応が不可欠である。審査側と設計側は、十分な意思疎通を図り、互いに協力して取り組むことが重要である。

3．円滑化の取組

建築確認手続の円滑化に当たっては、確認審査の迅速化を図るとともに、審査の指摘内容に統一性を欠くことのないよう、審査過程におけるマネジメントを徹底することが重要である。

建築確認審査の迅速化のための取組
建築確認の審査過程のマネジメント

4．建築確認審査の迅速化のための取組

（目標）

適確な確認審査の実施を前提に、告示改正により確認申請図書の補正対象の拡大等がなされたことを踏まえ、審査側及び設計側は、十分な意思疎通を図り、互いに協力して確認審査の迅速化に取り組むものとする。

構造計算適合性判定を要する物件に係る確認書類の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値（ 1 ）は 35 日以内を目指すものとする。

1 「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

(取組)

現状における審査期間の短縮化を図るため、構造計算適合性判定を要する物件については、確認審査と構造計算適合性判定審査の「並行審査」を行うことを基本とする。

ただし、申請図書に不整合等が多数あると、審査の手戻りが発生し、かえって審査期間が長期化することから、並行審査の実施に当たっては、申請者等において、事前に入念な整合性確認を行い、適正な確認書類を提出することが必要である。

また、特定行政庁・指定確認検査機関においては、構造計算適合性判定の依頼に当たり、意匠図・構造図・設備図の整合性を確認しておくことが重要である。

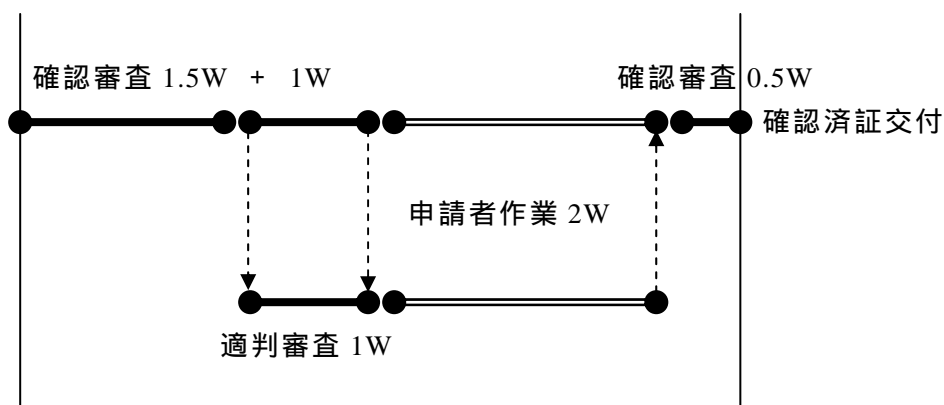
その他詳細については、一般社団法人新・建築士制度普及協会発行の「建築確認手続き等の運用改善マニュアル（平成22年3月）」を参考にするものとする。

なお、確認審査と消防同意の並行審査により、より一層の迅速化が可能となる場合は、並行審査の導入を検討するものとし、運用に当たっては、大阪府内建築行政連絡協議会等を活用して消防機関と調整するものとする。

【参考】(建築確認手続き等の運用改善マニュアルより)

迅速化のイメージ：約35日(5週間)

確認申請段階



各特定行政庁・指定確認検査機関は、所要期間の平均値など月毎の実績(2)を翌月下旬までに国土交通省に報告する。

2 確認件数、所要期間の平均値、35日以内に確認を行った物件の件数、「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」の件数及び通知の理由等

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

建築基準法や関係法令の解釈・運用が特定行政庁・指定確認検査機関毎に著しく異なることのないよう、大阪府内建築行政連絡協議会において調整を行い、同協議会のホームページや建築確認円滑化対策連絡協議会を活用して周知を図るものとする。

建築確認において、よくある指摘事項については、府内での事例を集約・整理し、各特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関のホームページ等を活用して周知を図るものとする。

各審査員の指摘内容において、統一性を著しく欠くことのないよう、各特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関は、内部会議等により組織内での調整を図るとともに、相談窓口の設置など設計側の意見等を受け入れる仕組みを導入する。

その他必要に応じて建築確認円滑化対策連絡協議会を開催し、審査側・設計側の意思疎通を図るものとする。

大阪府建築確認円滑化対策連絡協議会

(特定行政庁)

- ・ 大阪府
- ・ 堺市
- ・ 東大阪市
- ・ 高槻市
- ・ 枚方市
- ・ 寝屋川市
- ・ 岸和田市
- ・ 門真市
- ・ 和泉市
- ・ 大阪市
- ・ 豊中市
- ・ 吹田市
- ・ 守口市
- ・ 八尾市
- ・ 茨木市
- ・ 箕面市
- ・ 池田市
- ・ 羽曳野市

(指定確認検査機関)

- ・ 財団法人日本建築センター
- ・ 財団法人日本建築総合試験所
- ・ 日本 E R I 株式会社
- ・ 株式会社日本確認検査センター
- ・ ビューローベリタスジャパン株式会社
- ・ 株式会社近畿建築確認検査機構
- ・ 株式会社阪確サポート
- ・ 株式会社京都確認検査機構
- ・ 株式会社技研
- ・ 株式会社確認検査機構プラン 2 1
- ・ 株式会社オーネックス
- ・ アール・イー・ジャパン株式会社
- ・ 株式会社都市居住評価センター
- ・ 財団法人大阪建築防災センター
- ・ 株式会社西日本住宅評価センター
- ・ 株式会社確認検査機構アネックス
- ・ 株式会社国際確認検査センター
- ・ 建築検査機構株式会社
- ・ 株式会社ジェイネット
- ・ 日本テストング株式会社
- ・ 株式会社近畿確認検査センター
- ・ 株式会社 I - P E C
- ・ 関西住宅品質保証株式会社
- ・ 株式会社確認検査機構トラスト
- ・ 株式会社総合確認検査機構
- ・ 財団法人ベターリビング

(指定構造計算適合性判定機関)

- ・ 財団法人大阪建築防災センター
- ・ 財団法人日本建築総合試験所

(建築設計・施工団体等)

- ・ 社団法人大阪府建築士事務所協会
- ・ 社団法人日本建築家協会
近畿支部
- ・ 社団法人大阪建築設備設計事務所協会
- ・ 社団法人建築業協会関西支部
- ・ 社団法人大阪府建築士会
- ・ 社団法人日本建築構造技術者協会
関西支部
- ・ 社団法人大阪建設業協会
- ・ 社団法人建築設備技術者協会
近畿支部
- ・ 社団法人日本エレベータ協会関西支部